

平成二十年三月二十七日  
杉並区規則第十二号  
改正 平成二十一年八月六日 杉並区規則第七十四号

## 杉並区レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例施行規則

### (趣旨)

第一条 この規則は、杉並区レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例(平成二十年杉並区条例第七号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

### (規則で定める使用枚数)

第三条 条例第二条第三号に規定する規則で定める使用枚数は、前年度の三月におけるレジ袋の使用枚数に十二を乗じて得た枚数とする。

### (達成目標)

第四条 条例第二条第三号に規定する規則で定める目標は、マイバッグ等持参率六十パーセントとする。

2 前項のマイバッグ等持参率とは、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を加えて得た率をいう。

一 一から前年度の三月におけるレジ袋の使用枚数を同月における商品を購入した者の総数で除して得た率(その率に小数点以下一位未満の端数が生じたときは、これを四捨五入して得た率)を控除して得た率に百を乗じて得た率。ただし、これにより難いと区長が認めるときは、区長が別に定める率

二 マイバッグ等とレジ袋の併用者の割合として、次に掲げる事業所等の区分に応じ、次に定める率

ア 前年度のレジ袋の使用枚数(前年度一年間を通じてレジ袋を使用していない場合は、前条に規定する枚数。以下同じ。)が百万枚以上である事業所等 五パーセント

イ 前年度のレジ袋の使用枚数が百万枚未満である事業所等 二パーセント

### (計画書の提出等)

第五条 条例第六条第一項に規定する規則で定める計画期間(以下「計画期間」という。)は、計画書を提出する日の属する年度から二箇年度とする。

2 条例第六条第一項の規定による計画書の提出は、計画期間の初年度の六月末日までに、レジ袋有料化等計画書(第一号様式)により行わなければならない。

3 条例第六条第二項の規定による計画書の提出は、レジ袋有料化等計画書により行わ

なければならない。

(報告書の提出)

第六条 条例第八条の規定による報告書の提出は、計画期間の各年度におけるレジ袋有料化等の取組の実施状況について、当該各年度の翌年度の六月末日までに、レジ袋有料化等結果報告書(第二号様式)により行わなければならない。

(概況確認書の提出等)

第七条 条例第九条に規定する目標を達成した事業所等を有する事業者で規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。

一 条例第六条第一項の規定により計画書を提出した事業所等を有する事業者

二 前年度のレジ袋の使用枚数が二十万枚以上であって目標を達成している事業所等(食品製造業等取締条例(昭和二十八年東京都条例第百十一号)第七条の規定により食料品等販売業の許可を受けたものに限る。)を有する事業者

2 条例第九条の規定による概況確認書の提出は、毎年度四月末日までに、レジ袋使用概況確認書(第三号様式)により行わなければならない。

(公表)

第八条 条例第十一条又は第十六条の規定による公表は、インターネットの利用、杉並区広報への掲載、杉並区環境清掃部での閲覧その他の方法により行うものとする。

2 区長は、条例第十六条の規定による公表を行おうとするときは、当該公表の対象となるべきものに対し、事前に意見を述べる機会を与えなければならない。

3 条例第十六条の規定により公表する事項は、次に掲げる事項とする。

一 違反等をした事業者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)並びに事業所等の所在地及び名称

二 違反等の内容

(身分証明書)

第九条 条例第十四条第二項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(第四号様式)のとおりとする。

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、第七条第一項第二号に該当する事業者については、同条第二項の規定は、平成二十年度に限り、適用しない。

附 則(平成二十一年八月六日規則第七十四号)

1 この規則は、公布の日から施行する。